

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

- 東京都宝くじの発売(十九件)……………(財務局主計部公債課)……………一
- 建築基準法による一団地の区域……………(都市整備局市街地建築部建築指導課)……………八
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………八
- 知事指定薬物の指定の失効……………(福祉保健局健康安全全部薬務課)……………二〇
- 貸金業法第二十四条の六の六による告示……………(産業労働局金融部貸金業対策課)……………二〇
- 規程(水)……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………二二
- 東京都水道局職員表彰規程の一部を改正する規程……………二二
- 告示(消)……………(昭和三十六年東京消防庁告示第十三号(東京消防庁の分室等の名称及び位置)の一部改正)……………二二
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………(特定非営利活動法人)……………二二
- (生活文化局都民生活部地域活動推進課)……………二二
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………二二

告示

- 争議行為の予告……………(産業労働局雇用就業部労働環境課)……………三
- (産業労働局雇用就業部労働環境課)……………三
- (産業労働局雇用就業部労働環境課)……………三
- 全国自治宝くじの発売(三件)……………(全国自治宝くじ事務協議会)……………三

東京都告示第千四百三十一号

当せん金付証券を次のとおり発売する。

平成二十七年九月二十五日

東京都知事 舩添 要 一

- 一 名称 第二千二百九十六回東京都宝くじ
 - 二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号
 - 三 発売の数及び総額 二百萬枚 二億円
 - 四 証券金額 一枚百円
 - 五 証券型式 開封式
 - 六 発売期間 平成二十七年十月十四日から同月二十七日まで
 - 七 抽せん期日 平成二十七年十月二十九日
 - 八 当せん金支払開始 平成二十七年十一月四日
 - 九 当せん金の額及び当せんの数
- | | | |
|---------|-------|-------|
| 等級 | 当せん金額 | 当せん本数 |
| 一等 | 二千万円 | 一本 |
| 一等の前後賞 | 百万円 | 二本 |
| 一等の組違い賞 | 十万円 | 十九本 |
| 二等 | 百万円 | 七本 |
| 三等 | 十万円 | 二十本 |

注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証券は、転売できない。

四等	五万円	二百本
五等	三千元	二千本
六等	千円	二万本
七等	百円	二十万本
計	二十二万二千二百四十九本	

東京都告示第千四百三十二号

当せん金付証券を次のとおり発売する。

平成二十七年九月二十五日

東京都知事 舩添 要 一

- 一 名称 第二千二百九十七回東京都宝くじ
- 二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号
- 三 発売の数及び総額 百五十萬枚 三億円
- 四 証券金額 一枚二百円
- 五 証券型式 被封印式(被封印された特定部分を削り取るにより、一等から五等まで及びハロウィン賞の当せんが判明する方法)
- 六 発売期間 平成二十七年十月十四日から同月二十七日まで
- 七 当せん金支払開始 平成二十七年十月十四日
- 八 当せん金の額及び当せんの数

●東京都告示第千四百四十八号

当せん金付証券を次のとおり発売する。

平成二十七年九月二十五日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 名称 第二千三百十三回東京都宝くじ
- 二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号
- 三 発売の数及び総額 百五十万枚 三億円
- 四 証券金額 一枚二百円
- 五 証券型式 被封式(被封された特定部分を削り取るにより、一等から六等までの当せんが判明する方法)
- 六 発売期間 平成二十八年三月十六日から同月三十一日まで
- 七 当せん金支払開始 平成二十八年三月十六日
期日
- 八 当せん金の額及び当せんの数

当せん金	当せん本数
一等 五百万円	三本
二等 十万円	百二十本
三等 一万円	千二百九十九本
四等 五千円	七千五百本
五等 千円	二万七千二百四十九本
六等 二百円	十五万本
- 九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証券は、転売できない。

の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

●東京都告示第千四百四十九号

当せん金付証券を次のとおり発売する。

平成二十七年九月二十五日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 名称 第二千三百十四回東京都宝くじ
- 二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号
- 三 発売の数及び総額 二百万枚 四億円
- 四 証券金額 一枚二百円
- 五 証券型式 開封式
- 六 発売期間 平成二十八年三月十九日から同月三十一日まで
- 七 抽せん期日 平成二十八年四月四日
- 八 当せん金支払開始 平成二十八年四月十一日
期日
- 九 当せん金の額及び当せんの数

当せん金	当せん本数
一等 五千万円	一本
一等の前後賞 千万円	二本
一等の組違い賞 十万円	十九本
二等 三百万円	四本
三等 十万円	二百本
四等 千円	二万本
五等 二百円	二十万本
春さらさら賞 一万円	二千本

十 注意事項

計 二十二万二千二百二十六本

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証券は、転売できない。

●東京都告示第千四百五十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十七年九月二十五日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番	認定年月日
板橋区向原三丁目千三百七十五番一	平成二十七年九月一日
同番二十、同番二十一及び	
同番二十二の一部	
- 二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第千四百五十一号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ

ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年九月二十五日

東京都知事 舩 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(大田区矢口一丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

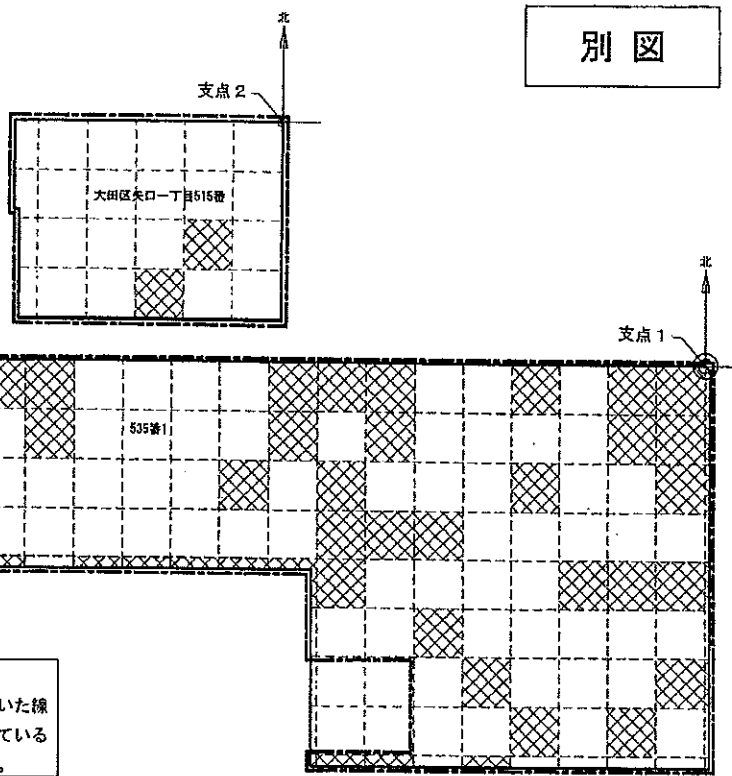
三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図

【支点1】
支点は、東京都大田区矢口一丁目 535 番 1 の最北端とする。

【支点2】
支点は、東京都大田区矢口一丁目 515 番 の最北端とする。

- 【凡例】
- : 単位区画
 - : 敷地境界、筆境界
 - - - -: 調査範囲
 - ▨: 形質変更時要届出区域



【格子の回転速度 (0度0分00秒)】
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

○行政書士法による行政処分……………(総務局行政部振興企画課)……………

○都市計画事業の事業計画の変更認可……………(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)……………

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………

○国民健康保険組合規約の一部変更認可……………(福祉保健局保健政策部国民健康保険課)……………

○保安林の指定施業要件の変更予定……………(産業労働局農林水産部森林課)……………

告示

●東京都告示第七百九十九号

行政書士法(昭和二十六年法律第四号。以下「法」という。)第十四条の規定による行政処分について、法第十四条の五の規定により次のとおり告示する。

平成二十七年十二月十六日

東京都知事 舩添 要一

一 被処分者

(一) 氏名

上松 勝己

(二) 事務所の所在地

豊島区池袋二丁目六十番七―二〇一号

(三) 所属

東京都行政書士会

(四) 登録番号

第一五〇八一五四五号

二 処分年月日 平成二十七年十二月三日

三 処分の内容 戒告

四 適用条文 法第九条及び第十三条

●東京都告示第八百号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成十九年東京都告示第千三百三十六号(東京都都市計画公園事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十七年十二月十六日

東京都知事 舩添 要一

一 施行者の名称 荒川区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都都市計画公園事業第三・三・三十五号宮前公園

三 事業施行期間 平成十九年十月十七日から平成三十三年三月三十一日まで

四 事業地 取用の部分

荒川区東尾久八丁目及び西尾久三丁目地内

使用の部分

荒川区東尾久八丁目及び西尾久三丁目地内

●東京都告示第八百一号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一條第二項の規定により、平成二十七年東京都告示第千四百五十一号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年十二月十六日

東京都知事 舩添 要一

一 指定を解除する区域 別図のとおり(大田区矢口一丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 セレン及びその化合物、鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

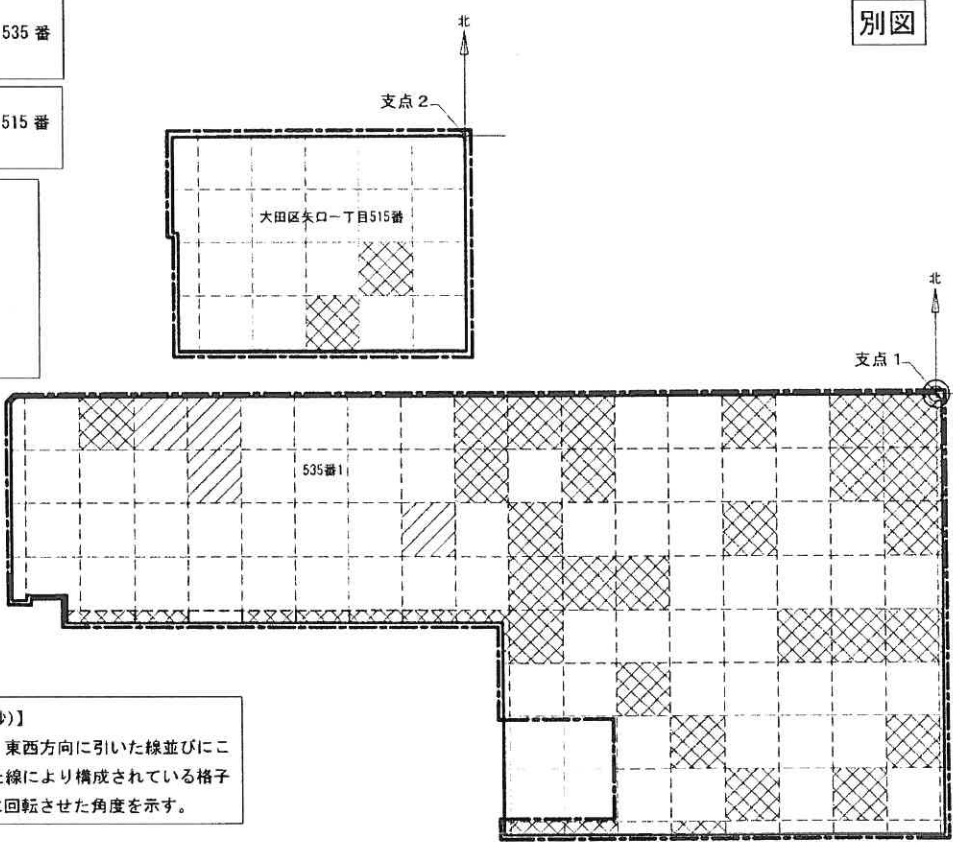
四 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図

【支点1】
支点は、東京都大田区矢口一丁目535番1の最北端とする。

【支点2】
支点は、東京都大田区矢口一丁目515番の最北端とする。

- 【凡例】
- : 単位区画
 - : 敷地境界、筆境界
 - - - -: 調査範囲
 - ▨: 指定を解除する区域
 - ▩: 形質変更時要届出区域



【格子の回転角度(0度0分00秒)】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千八百二号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第二十七條第二項の規定により、東京都弁護士国民健康保険組合規約の一部変更について認可したので、国民健康保険法施行令(昭和三十三年政令第三百六十二号)第七條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年十二月十六日

東京都知事 外 添 要 一

一 変更事項

組合の地区に係る事項

二 変更内容

組合の地区に山梨県北杜市を加える。

三 規約の変更の認可の年月日

平成二十七年十一月二十五日

●東京都告示第千八百三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三條の三において準用する同法第二十九條の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があったので、同法第三十三條の三において準用する同法第三十條の規定により告示する。

平成二十七年十二月十六日

東京都知事 外 添 要 一

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西多摩郡檜原村字藤原九二二番イ、九二九四番、同村字本宿五六九五番

二 保安林として指定された目的